

「川越市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例」の一部改正（素案）の概要について

◆趣 旨◆

川越市では、住民の生活に身近な地区を単位として、道路、公園などの施設の配置や建築物の建て方などについて地区の特性に応じてきめ細かく定める地区計画（都市計画法第12条の5）を定めています。

新河岸駅周辺地区では、周辺環境と調和した良好な市街地の形成を図り、安全で安心なまちづくりを実現するため、東田町地区では、良好な住環境の維持・保全を図るため、平成23年11月11日に新河岸駅周辺地区地区計画及び東田町地区地区計画を決定しました。

地区計画の区域内では、建築物の敷地等に関する規制を条例で定めることができますが（建築基準法第68条の2）、これらの地区においても適正な都市機能と健全な都市環境の確保を図る必要があることから、「川越市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例」を一部改正しようとするものです。

◆概 要◆

「川越市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例」の一部改正（素案）では、

- ・ 条例の適用区域として、新河岸駅周辺地区地区整備計画区域及び東田町地区地区整備計画区域を追加するもの、
- ・ 新河岸駅周辺地区地区整備計画区域及び東田町地区地区整備計画区域における建築物の制限を追加するもの、
- ・ 建築物の敷地が計画地区の区域の内外にわたる場合等の措置について、一部追加するもの、
- ・ 罰則を一部見直すもの、

について定めようとするものです。